

## 由布市マスコットキャラクター使用に関する取扱要綱

平成24年10月29日

告示第113号

(趣旨)

第1条 この要綱は、由布市マスコットキャラクター（以下「マスコットキャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「マスコットキャラクター」とは、由布市が定めたマスコットキャラクターのデザイン（別図）をいう。

(使用の承認申請等)

第3条 マスコットキャラクターを使用しようとする者は、あらかじめマスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、営利を目的としない使用については、マスコットキャラクター使用等届出書（様式第2号）を提出すること。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による使用承認申請があった場合は、マスコットキャラクターの使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットキャラクターの使用を承認するものとし、マスコットキャラクター使用・使用変更承認書（様式第3号）により申請者に通知する。この場合において、市長が必要と認めたときは条件を付することができる。

- (1) 由布市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標、意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不適當であると市長が認めるとき。

(使用料)

第5条 マスコットキャラクターの使用料は、当分の間、無料とする。

(使用期間)

第6条 前条の規定により承認するマスコットキャラクターの使用期間は2年間とする。ただし、継続して使用したい場合は使用承認申請書を提出すること。

(使用上の遵守事項)

第7条 マスコットキャラクターを使用する者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) マスコットキャラクターの定められた色彩、形状等を正しく使用し、デザインの改変をしないこと。
- (2) 使用するデザインに由布市マスコットキャラクターの表記を付すこと。
- (3) 使用承認を受けた使用目的及び使用方法以外に使用しないこと。
- (4) マスコットキャラクターを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(承認内容の変更)

第8条 マスコットキャラクターの使用承認を受けた者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめマスコットキャラクター使用変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について適当と認めるときはマスコットキャラクター使用・使用変更承認書(様式第3号)により申請者に通知する。

(報告)

第9条 使用承認を受けた者は、マスコットキャラクターの使用期間が1年を経過するごと(使用期間が1年に満たない場合にあつては、当該使用期間の終了後)に、マスコットキャラクターの使用状況を、マスコットキャラクター使用商品等販売状況報告書(様式第5号)により市長に報告しなければならない。

(権利の設定の禁止)

第10条 何人も、マスコットキャラクターについて、意匠法(昭和34年法律第125号)第6条の規定による意匠登録及び商標法(昭和34年法律第127号)第5条の規定による商標登録に係る願書の提出をしてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第11条 市長は、第4条又は第8条第2項の規定によるマスコットキャラクター使用・使用変更承認書の交付を受けずにマスコットキャラクターを使用している者に対し、その使用の差止めの請求、必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。この場合において、当該請求等を受けた者は直ちに当該請求等に従わなければならない。

2 市長は、第4条又は第8条第2項の規定によりマスコットキャラクター使用・使用変更承認書の交付を受けた者が、第7条に定める事項を遵守しなかったとき又はこの要綱の規定に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を取り消された者は、直ちにマスコットキャラクターの使用を取り止めなければならない。

3 市は、前2項の規定による請求等又は承認の取消しによる損害その他のマス

コットキャラクターの使用に関する損害について、一切の責めを負わない。  
(争論等の解決)

第12条 マスコットキャラクターの使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、使用する者の責務において解決しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、マスコットキャラクターの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 使い方の注意

デザインの使用にあたっては、由布市マスコットキャラクター ゆーふーの表記をすること。

色の変更はできません。

変形（比率を変えた）させた表示はできません。

反転させた表示はできません。

ポーズや表情、装飾品の変更はできません。

デザインの一部でも変更はできません。

様式第1号(第2条関係)

マスコットキャラクター使用承認申請書

年 月 日

由布市長 殿

住所  
申請者  
氏名 ⑩

〔法人その他の団体にあつては、  
事務所又は事業所の所在地並び  
にその名称及び代表者の氏名〕

電話番号( ) —

下記のとおり、由布市のマスコットキャラクターを使用したいので申請します。

記

使用するキャラクター (イラスト番号)	
使用用途	
使用目的	
連絡先	住所(〒 — )
	職氏名
	TEL :                      FAX :
	E-mail
添付書類	1 使用する内容が分かる企画書等の書類 2 キャラクターのデザインが分かる図面等
備考	

様式第2号（第3条関係）

マスコットキャラクター使用等届出書

年 月 日

由布市長 殿

住所  
届出者  
氏名

㊟

〔法人その他の団体にあつては、  
事務所又は事業所の所在地並び  
にその名称及び代表者の氏名〕

電話番号( ) ー

由布市マスコットキャラクターの使用について、次のとおり届け出ます。

使用するキャラクター (イラスト番号)		
使 用 用 途		
使 用 目 的		
連 絡 先	住所 (〒 ー )	
	職氏名	
	TEL :	FAX :
	E-mail	
添 付 書 類	1 使用する内容が分かる企画書等の書類 2 キャラクターのデザインが分かる図面等	
備 考		

様式第3号(第4条、第8条関係)

マスコットキャラクター使用・使用変更承認書

年 月 日

様

由布市長

年 月 日付けで申請のありましたマスコットキャラクターの使用・使用変更については、下記のとおり承認します。

記

- 1 本申請書の申請内容どおりに使用してください。
- 2 由布市マスコットキャラクター使用に関する取扱要綱第9条第2項の規定に該当するときは、使用承認又は使用変更承認を取り消すものとします。
- 3 その他、由布市マスコットキャラクター使用に関する取扱要綱を遵守してください。

様式第4号(第8条関係)

マスコットキャラクター使用変更承認申請書

年 月 日

由布市長 殿

住所  
申請者 氏名 ④  
〔法人その他の団体にあつては、  
事務所又は事業所の所在地並び  
にその名称及び代表者の氏名〕  
電話番号( ) ー

マスコットキャラクター使用の内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更する項目	
変更する内容	
添付書類	変更前のイメージキャラクター使用・使用変更承認書の写し



様式第5号(第9条関係)

マスコットキャラクター使用商品等販売状況報告書

年 月 日

由布市長 殿

住所  
申請者  
氏名 ④  
〔法人その他の団体にあつては、  
事務所又は事業所の所在地並び  
にその名称及び代表者の氏名〕  
電話番号( ) ー

マスコットキャラクター使用商品等販売状況等について、下記のとおり報告します。

記

- 1 使用方法  
商品 パッケージ その他( )
- 2 商品の品種・種類
- 3 商品名
- 4 販売(使用)期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 5 販売総数等  
単 価 円  
販売数量 円  
販売総数 円
- 6 販路  
百貨店 スーパー コンビニエンスストア 専門店・量販店  
その他( )
- 7 連絡先(担当者名、電話番号等)

※提出時期 販売(使用)期間が1年を経過するごとに提出してください。

様式第6号

マスコットキャラクター使用・使用変更不承認書

年 月 日

様

由布市長

年 月 日付けで申請のありましたマスコットキャラクターの使用・使用変更については、下記の理由により不承認といたします。

記

理由

様式第7号

マスコットキャラクター使用・使用変更承認取消通知書

年 月 日

様

由布市長

マスコットキャラクターの使用(変更)については、下記のとおり承認を取り消します。

記

理由